

(仮称) 多摩市受動喫煙防止条例(案)に対するパブリックコメント意見概要と市の考え方

1 実施状況

(1) 実施期間 平成30年12月25日から平成31年1月10日まで

(2) 提出者数 51人

(3) 提出枚数 52枚 (同一人物からの提出1件あり)

(4) 意見件数 92件

(5) 意見提出者の内訳

市民	市民以外
32件	20件

(6) 提出方法

方法	窓口持参	郵送	ファクシミリ	インターネット 手続き	回答箱へ 投函
件数	8件	23件	1件	12件	8件

(窓口持参のうち2件が白紙提出)

(7) 内容の分野別の内訳(複数回答あり)

分野	①喫煙制限 に 関すること	②喫煙場所に 関すること	③現在の喫煙 スポットに 関すること	④受動喫煙防 止重点区域に 関すること	⑤公園に 関すること	⑥加熱式たばこ に 関すること	⑦啓発に 関すること	⑧たばこ税に 関すること	⑨その他
件数	18件	22件	16件	1件	4件	13件	3件	6件	9件

(8) パブコメに寄せられた意見の要旨と市の考え方(案)

① 喫煙制限に関すること

1	<p>・適法なたばこについて、喫煙を規制する条例の制定は、おかしいのではないかと。受動喫煙が問題で、喫煙者を悪者扱いするのはどうかと思う。分煙で、受動喫煙のないような、喫煙場所を作ることを提案する。</p>	<p><u>喫煙制限について(回答)</u></p> <p>たばこは、適法な嗜好品とされているため、「多摩市受動喫煙防止条例(案)」では、喫煙そのものを否定するものではなく、健康に悪影響を与えることが明らかである受動喫煙の影響を減らすために、屋外の場所を含め、一部の場所で喫煙を規制するものです。</p> <p>条例(案)策定にあたっては様々な課題の解決に向けて、市民アンケートやワークショップを実施するとともに、市民検討会での議論を重ねております。</p> <p>健康増進法の一部を改正する法律及び東京都受動喫煙防止条例の策定により屋内での喫煙が規制されることから屋外での喫煙者が増えることが予想されます。そのため、特に、子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人などを受動喫煙から守れるまちづくりを目指し、喫煙を制限する施設等や区域を設定しています。</p> <p>また、第五次多摩市総合計画第2期基本計画(平成27年度からの概ね10年間)に「公共施設内での全面禁煙の実施」としていることから、今回の条例制定に合わせ、市の管理する施設については、敷地内及び隣接する路上についても喫煙制限を定めました。</p> <p>なお、東京都の条例では、保育園、幼稚園、小中学校、高校、児童福祉施設(児童館等)、行政機関(本庁舎等)等は敷地内禁煙となっております。このため、これらの施設については、上記理由により、隣接する路上も加えて喫煙の制限を定めました。</p> <p>パブリックコメントでは、条例の制定により喫煙場所がなくなるのではないかと喫煙が大幅に制限されるのではないかと懸念が示されましたが、これらについては、喫煙の制限をさせていただき公園、施設、区域等をさせていただき、受動喫煙を起こさないように配慮していただくことで屋外でも喫煙は可能です。なお、屋外の喫煙については、既に「多摩市まちの環境美化条例」において、「路上における歩</p>
2	<p>・飲み屋等の飲食店での禁煙を、しっかり施行して、戴きたい。国や都の法令、条例でも諸外国よりも、緩やかと、聴いて降ります。肺がんの原因にも成って、います。もっと、厳しい条例を、お願い致します。</p>	
3	<p>・私は喫煙者で、そのルールやマナーは守るべきと考え、そのように努めています。したがって、広域な禁煙区域を設定することは大変問題だと思えます。たばこは適法品ですから、たばこを吸わない人と吸う人の双方が両立するようにルールを作ることが政治であり、行政であると考えます。一方に偏した条例は「ルール」ではなく、他方の「排除」以外の何物でもありません。屋内であっても、適切に喫煙できる場所を作るべきと思いますが、加えて、本件のメインは屋外の話です。受動喫煙をいわれますが、大気の下での話ですから、とにかく公園その他、広く禁煙にするという発想が理解できません。</p>	
4	<p>・日本で許可され適法に販売している「たばこ」の喫煙場所を規制するのは納得いきません。たばこの場合は喫煙場所を規制すればどこか目につきにくい裏通りや目立たない場所で喫煙し火災の原因、ポイ捨てが酷くなります。</p>	
5	<p>・禁止エリアを作るだけの条例には反対です。飲食店やたばこ屋さんなど市には色々な人がいるので、たばこを吸う人吸わない人の両方のことを考えてください。</p>	
6	<p>・喫煙者は大事なお客様です。国や都の規制により店内で吸えなくなるのに、多摩市でも屋外で規制されたら困ります。</p>	
7	<p>・全てがダメといったことには絶対反対です。ファッションに通じます(感じます)。私は唯一たばこを喫煙するのが楽しみなのです。酒は少々です。80才になりますが、なにごともほどほどにしてもらいたいと思います。</p>	

8	<p>・東京都は「受動喫煙防止条例」により、駅周辺、公共施設等屋内、屋外の敷地内を全面禁煙とした整備を進めようとしています。</p> <p>非喫煙者や子供を受動喫煙から守るとの考え方は、ある程度理解できますが、喫煙者を一律に排除しようというのは、問題があると考えています。</p>	<p>きたばこは禁止」されておりますので、十分なご配慮をお願いいたします。今後、喫煙可能な場所及び喫煙禁止場所をさらに明確にし、望まない受動喫煙をなくしていくように努めてまいります。</p>
9	<p>・特に子どもや妊婦、健康弱者等を受動喫煙から守るために、公園だけでなく、遊園地、動物園、遊泳場、屋外スポーツ施設、スタジアムなどの禁煙を含め、よろしくお願いします。</p>	
10	<p>・公園や公共施設周辺を禁止するとエリア外で吸う人がふえポイ捨てが増える。とにかく周辺路上の禁止は反対です。</p>	
11	<p>・受動喫煙を防止することは重要と思いますが、喫煙を禁止にすることがクリーンな街づくりにつながるとは考えられません。</p>	
12	<p>・2020オリンピックに向けて国の法・東京都の条例が制定され、「屋内」の受動喫煙対策が強化されました。一方、多摩市は従来から「多摩市まちの環境美化条例」により、たばこの喫煙についても美化重点区域・喫煙スポットの指定などもあり、市民の皆さんの協力で立派に運用されています。その状況のなかで、市内の生活者の身近にある多摩市が、喫煙者を悪者扱いしたり喫煙者を排除しようとする事の無いよう、新たな条例案の制定や運用をお願いします。たばこを吸う人は、最近の加熱式たばこへの切り替えを含め周りの人に配慮し節度をもってたばこを楽しんでいる人もたくさんいます。また高額なたばこの税金を支払い、多摩市にも「納税」しています。多摩市として、受動喫煙防止対策の必要性は理解しますが、たばこを吸う人と吸わないひとの双方の立場を考慮して、市民の調和と共生を図ることが公正な行政の役割だと考えます。</p>	
13	<p>・配達で行政様に伺います。様々な施設に行きます。施設を利用する人は吸う方吸わない方様々です。吸う人(私)を排除する条例には反対です。吸う人を悪者のように扱うのは民主主義に反します。共に生きる社会を作ってください。</p>	
14	<p>・たばこは合法的な嗜好品です。そのたばこを吸う愛煙家を一方的にあたかも悪者扱いし、規制することには反対です。</p>	

15	・たばこは、合法的な商品であり、歴史と文化を持ったものです。私は、他人にとって迷惑なものという認識を持ってマナーを守り、屋外にて喫煙しております。私にとって、生きていく上の必要なものです。条例によって屋外での喫煙規制は、一方的すぎると思います。たばこ健康についてのエビデンスは、規制するべきとの喫煙者にとっては、一方的なものばかり目にしますが、世の中や行政は、もう少し非喫煙者と喫煙者の意見のバランスをとったものにしていただきたい。	
16	・現行の環境条例があるのに新たに条例をつくるのは反対だ。	
17	・喫煙者だけがこんなに規制されることに反対です。市の施設や駅前には吸わない人だけのものではないと思います。	
18	・喫煙者に対する規制が厳しすぎる。	

② 喫煙場所に関すること

19	・公共施設、公共の場所で喫煙が可能な場所を設置して、その後、受動喫煙防止条例を策定するべきである。	喫煙場所について(回答) 喫煙する場合に、受動喫煙防止重点区域内では市が指定する喫煙スポットをご利用いただけます。
20	・仮に禁煙区域を設けるのであれば、吸う人にとってもバランスのとれたルールを作りたいと思います。そういう際には、駅前同様に一定の喫煙所を設置するという対応を明記することが必要です。	市が指定する喫煙スポットについては、増設ではなく、まずは現在ある4か所の喫煙スポットにおける受動喫煙防止対策のための設備等の検討を予定しております。たばこの煙の流れやもれの少ない設備となるよう、また喫煙者にとっても利用しやすい喫煙スポットとなるよう検討を進めてまいります。
21	・私はたばこを吸いませんが、喫煙場所規制より吸う人吸わない人が共存できる分煙で受動喫煙が無くなる喫煙場所を設置することが、まず、先決だと思います。	また、条例にて喫煙の制限をさせていただく公園、施設、区域等をさせていただき、受動喫煙を起こさないように配慮していただくことで屋外でも喫煙は可能です。
22	・駅前だけでなく、様々な場所にも市として喫煙所を作って、サポートしてください。公共場所は私たちの場所でもあるので、お客様を案内できるよう喫煙場所を作ってください。	なお、屋外の喫煙については、既に「多摩市まちの環境美化条例」において、「路上における歩きたばこは禁止」されておりますので、十分にご配慮をお願いいたします。

23	<p>・今後屋内で喫煙場所を設置しないと吸えなくなってしまうです。</p> <p>そのような中で、多摩市がたばこを吸う人の場所を奪ってしまうと経営が立ちいかなくなります。条例の施行には反対で今のままで十分です。屋内で吸えなくなる分、市は吸える場所をもっと作ってください。商店街などにも市がつくれる環境を整備してください。</p>	<p>また私有地内での灰皿設置については、条例の規制の対象外となるため、市が規制することはできませんが、それぞれの事業者や所有者、利用する市民の責務として、通行人へ受動喫煙が及ばないように配慮していただくよう努力義務とさせていただきます。</p>
24	<p>・喫煙場所を設けるべきだと思います。理由は喫煙者にももっと配慮をすべきです。</p>	
25	<p>・駅前の喫煙スポットのように、屋内外に喫煙スポットを整備し、喫煙者と非喫煙者が共存できるような環境整備を推進して頂きたいと思います。よろしく願い致します。</p>	
26	<p>・条例案の概要に賛成ですが、せつかくの条例制定の機会なので、改正健康増進法の小規模飲食店の禁煙除外をなくすために、それらに当面「禁煙の努力義務」を課することが望ましいです。</p>	
27	<p>・公費を使つての喫煙所は作らないでください。</p>	
28	<p>・喫煙禁止エリアを作るなら必ず駅前と同様にどこかに喫煙場所を設置すべきだと思う！！禁止ばかりするのはよくない！！共存すべきだと思います。</p>	
29	<p>・公園でも駅でも喫煙者、非喫煙者のすみわけをするためにたばこを吸う喫煙場所には必要で、無くなれば歩きタバコやポイ捨てが増えるだけだと思います。</p>	
30	<p>・市の施設は様々な人の利用があるので、国の法・東京都の条例に準拠するとともに、施設の状況に応じて受動喫煙が防止できる分煙により屋内・屋外の喫煙所を設置すること。</p>	
31	<p>・庁舎等、公共の施設の敷地には喫煙所があった方が良くと思います。駅周辺や公共施設など決められた場所で喫煙できるよう整備してください。</p>	
32	<p>・多摩センター駅について、広大なエリアに喫煙場所は1つしかなく、立地も不便な所にある。</p>	
33	<p>・ただですら喫煙所が少ない所をこれ以上喫煙所をへらすことには反対です。駅前や多数集まる施設には、ぜひ喫煙所を作ってもらようお願いします。</p>	

34	・市が管理している施設は全て禁煙にするとの内容と理解したが、屋外喫煙所の設置も可能としているので、吸う場所を残していただけるのかが不透明である。	
35	・喫煙場所の確保、整備にしっかり取り組んでいただきたい、公共の場所、公共の施設には喫煙できる場所を確保したうえで条例を制定するようお願いしたい。	
36	・多くの市民が利用する公共施設には喫煙者も集まるのに、ここに喫煙所を設けないのは行政の責任放棄です。条例ができて困るのは行政施設の周辺の街です。ポイ捨てがふえるようなことがないよう、義務として場所を設けてください。	
37	・市が管理する施設においてもすべて禁煙となったらどこでたばこを吸えばいいのでしょうか？東京都は屋外の喫煙所を作っていくと発表したのにもかかわらずなぜ反するのでしょうか？	
38	・喫煙場所を整備して吸う人吸わない人が共存できるようにするべきだ。	
39	・駅のまわりや市の施設もたばこを吸える場所を作ることが吸わない人にもいいと思います。	
40	・喫煙を規制するなら、市はもっと吸える場所を増やすべきだ。	

### ③ 現在の喫煙スポットに関すること

41	・現在駅前の喫煙所を利用しています。これを無くさないで下さい。たばこを吸う場所がなくなると迷惑します。そのまま残して下さい。	<u>喫煙スポットについて(回答)</u> 市内の4駅（聖蹟桜ヶ丘駅、永山駅、多摩センター駅、唐木田駅）周辺は、市内外から多くの方が利用されるため、「多摩市まちの環境美化条例（平成24年より施行）」により“まち美化重点区域”として、すでに路上喫煙禁止区域となっています。 「（仮称）多摩市受動喫煙防止条例」でもこのエリアを同じように“受動喫煙防止重点区域”とし、路上喫煙を禁止としますが、喫煙する場合には、引き続き、喫煙スポットをご利用いただけます。 市が指定する喫煙スポットについては、増設ではなく、まずは現在ある4か所の
42	・受動喫煙防止重点区域について喫煙スポットは無くさずにしっかり整備して欲しい。また新しく同区域を指定する場合には必ず喫煙スポットを作って欲しい	
43	・路禁エリアの拡大は基本賛成ですが、既存喫煙所の維持もぜひお願いいたします。喫煙者は減少しているとはいえ、まだ2割の人はたばこを吸っています。通勤時間帯、多くの利用者が駅前の喫煙所を利用しています。喫煙所がなくなってしまうと歩きたばこが増えると予想されます。町の美化にも影響が必ず出るので、最低限の場所提供が必要だと思います。	

44	・人通りの多い駅前が重点区域に指定されておりますが、人が多いということはたばこを吸う人も多いということになるかと思えます。景観の観点からもポイ捨て防止の観点からも引き続き、喫煙所を残していただくことを望みます。	喫煙スポットにおける受動喫煙防止対策のための設備等の検討を予定しております。たばこの煙の流れやもれの少ない設備となるよう、また喫煙者にとっても利用しやすい喫煙スポットとなるよう検討を進めてまいります。
45	・「屋内」の受動喫煙対策が強化されるなか、駅周辺の喫煙スポットについては今後も維持・増設を要望します。特に、聖蹟桜ヶ丘駅には、西口周辺に喫煙スポットを増設すること。	
46	・私は喫煙者ですが、喫煙所でマナーを守って吸っています。この度受動喫煙防止条例を作るとのことですが、駅の喫煙所は残していただくようお願いいたします。ポイ捨ても心配です。	
47	・路上喫煙禁止区域を設定する際には、喫煙スポットもあわせてお願いします。	
48	・現行の喫煙場所を、利用しております。現行喫煙場所の存続を願います。	
49	・人の集散するエリアを受動喫煙防止重点区域とすることに反対するものではありませんが、その場合はしっかりと喫煙スポットを用意して下さい。できれば一つの重点区域に複数の喫煙スポットがある方が好ましい。	
50	・駅前にある喫煙場所は大変助かっています。昨今、たばこを吸う場所が減っている中で多摩市はバランス感覚があって素晴らしいと思います。今後も是非とも継続してください。	
51	・現在主要駅での喫煙所で一服している。これがなくなると大変困る。陰に隠れて一服吸ってしまうかも。それはしたくないのでせめて現行の喫煙所は残しておいてほしい。	
52	・駅周辺をはじめとする屋外の喫煙スポットはふやして下さい。少ないから環境が悪くなるのです。ぜひ立派なものをふやして下さい。	
53	・(意見)駅周辺の灰皿撤去には反対 (理由)喫煙所の有る店舗に集中してしまい、周辺住民に迷惑をかける可能性が大きいため	

54	・多摩センター駅周辺について、広い敷地の中で吸える場所も少なく苦労している。市が喫煙所を無くすことで、一般の企業に喫煙者は流れ込み、結局のところ現在の喫煙所分散のバランスが崩れると考えます。	
55	・(意見)駅周辺の灰皿撤去には反対 (理由)喫煙所の有る店舗に集中してしまい、周辺住民に迷惑をかける可能性が大きい	
56	・(意見)駅周辺の灰皿撤去には反対 (理由)喫煙所の有る店舗に集中してしまい、周辺住民に迷惑をかける可能性が大きい。千代田区みたいに路上喫煙に対するバッキンがある訳でもないのに、駅前の撤去を進めたら無法地帯になる可能性が大きい	

④ 受動喫煙防止重点区域に関すること

57	・受動喫煙防止重点区域の名称について、単純に「路上禁煙区域」にして欲しい。	<p><u>受動喫煙防止重点区域について(回答)</u></p> <p>市内の4駅（聖蹟桜ヶ丘駅、永山駅、多摩センター駅、唐木田駅）周辺は、「多摩まちの環境美化条例（平成24年より施行）」により“まち美化重点区域”として、すでに路上喫煙禁止区域となっています。</p> <p>このエリアは、市内外から多くの方が利用されるため受動喫煙の影響を受ける可能性が高いことから、“まち美化重点区域”と同じく“受動喫煙防止重点区域”とし、路上での喫煙を禁止いたします。</p> <p>この区域内は、引き続き、路上喫煙禁止となりますが“禁煙とする”ことのみが目的ではなく“受動喫煙を防止する”事が目的として加わります。“受動喫煙防止”を区域の名称につけることで、受動喫煙防止に対しての啓発にもつながると考えています。</p>
----	---------------------------------------	---



⑤ 公園に関すること

58	<p>・公園内全面禁煙はおかしいと思う。要は受動喫煙防止が重要で、灰皿を人のあまり通らない端のほうに設置すればいいだけのことだ。全面禁煙にすると吸い殻のポイ捨てが増加し街を汚すことにもなりかねない。</p>	<p><u>公園での喫煙制限について(回答)</u></p> <p>公園は、不特定多数の方が利用し、また特に健康影響を受けやすい子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な方等が利用する場所であり、喫煙者がいかに気を付けていても受動喫煙が起こる可能性があります。</p> <p>市民検討会での意見を受け、市の魅力の1つである公園を、クリーンな空気、クリーンな場所とするため、市内の公園は、原則喫煙を禁止することにしました。</p> <p>なお、団地内の公園は私有地になりますので、条例の規制の対象外となり市が規制することはできません。ただし、それぞれの事業者や所有者の責務として、受動喫煙が及ばないように配慮していただくよう努力義務とさせていただいております。</p>
59	<p>・公園や路上へたばこを吸えなくする条例には反対です。 たばこが身体への「害」を代表するような見解や行政の対応には反対です。</p>	
60	<p>・公園禁煙大賛成です。UR の団地内の公園も同様に禁煙にしてください。(子どもが大勢遊んでいます。)</p>	
61	<p>・私は多摩市の会社に勤めていて、昼休みなど、近くの公園で気分転換を兼ねてタバコを吸っていますが、この条例ができると全部の公園内での喫煙が禁止になるとのことです。公園内での人の様子や風向きなどを見ながら迷惑のかからないように心掛けて吸っているのに、一律に一切禁止にしてしまうのは問題があると思います。</p>	

⑥ 加熱式たばこに関すること

62	<p>・健康の影響が明らかになっていない加熱式タバコについては条例の適用外とすべき</p>	<p><u>加熱式たばこについて(回答)</u></p> <p>加熱式たばこについて、厚生労働省では「加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」としています。</p> <p>また、パブリックコメントにおいて、加熱式たばこの適応除外を求める意見が多く寄せられたため、再度検討し、受動喫煙の観点からみると、現時点で、他人への健康影響が明確でないため、罰則は適用しないことといたしました。</p> <p>ただし、加熱式たばこについても、規制する場所や区域については、紙巻たばこと同様ですので、喫煙する場合は、受動喫煙が生じないように、周囲の人にご配慮ください。</p>
63	<p>・紙巻きたばこと加熱式たばこは区別して考えてもよいのではないのでしょうか。周囲への迷惑の程度が異なる（明らかではない）状態と認識しておりますが、一律の規制はいささか勇み足な印象を受けます。</p>	
64	<p>・加熱たばこはイヤなケムリが発生しませんので対象外にしていただけませんか？ これからもマナーを守りますので、よろしくお願いします。</p>	
65	<p>・条例の定義に加熱式たばこが含まれていますが、国も都も大臣/知事が指定するたばことして考慮されています。多摩市も定義から外して頂くようお願いします。</p>	
66	<p>・加熱式たばこを紙巻たばこと同等に扱うことにも反対です。望まない人がたばこの煙を吸われないようにするのは賛成ですが、喫煙者にも気を使っていたかと思えます。</p>	

67	・先日、日本たばこが加熱式たばこは健康被害が少ないと言っているのを TV で見ました。ならば、紙巻たばこと同等に扱うのは不当だと思います。
68	・私は加熱式たばこを吸っておりますが、紙巻たばこと同じ扱いにするのは大変不満を感じております。たばこを吸わない方にとっても迷惑の掛からないものであると思うので、加熱式たばこの扱いを再検討してほしい。
69	・たばこの種類の中に「加熱式たばこ」が含まれていますが、現時点で健康に関するエビデンスが判明していないにもかかわらず、明文化する必要はないと考えます。
70	・加熱式たばこも一緒にしていますが、この根拠は何でしょうか。明確なデータなき規制は迷惑です。
71	・ブルームテックのような加熱式たばこは、たばこの葉を燃やさないで煙が出ない。臭いも出ないとのことなので、今までの燃やすたばこと同一にすることは不見識であると考えます。
72	・加熱式たばこを使用しています。ふつうのたばこと同様な規制は過剰です。健康影響と迷惑論をごちゃまぜにしています。健康影響があると思われる「ふつうのたばこ」+「屋内」の規制はまだ仕方がないと思いますが、屋外でありなおかつ健康影響のほとんどない加熱式たばこの規制は訴えられたら負けますよ。
73	・私は家族の健康を気にしており、電子たばこを利用しております。それは普通のたばこより害がないことが判っているからです。それなのに普通のたばこと一緒にしてしまうのは違うと思います。
74	・加熱式たばこは国でも受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難としている。加熱式たばこは条例の対象外とすべきだ。

⑦ 啓発に関すること

75	<p>・駅周辺の公園と大きい公園には、見やすい所に、誰でも解る文字で禁煙とゴミ捨て禁止（同じ標識で、色を、変えて表示）同時に、表示すれば、解り易いし、経費削減にも成ります。現在の表示方法では、解り難い、もっと明確に、解り易い表示方法に、すること。歩道に、付いても同様で、お願いしているような表示で、解り難いと、思います。特に、市外からの人には、解り難いと、思います。</p>	<p>啓発について(回答)</p> <p>受動喫煙防止対策を進めていくためには、正しい知識の普及啓発が必要と考えています。喫煙する人も喫煙しない人も、喫煙や受動喫煙の健康影響について正しく理解できるよう、市は普及啓発に努めて参ります。</p> <p>また、子どもの頃から、喫煙や受動喫煙の健康影響についての正しい知識を身につけることが、将来の健康意識を高めることにもつながると考え、小中学生に向けての教育を推進していきます。</p> <p>また、条例制定後は、従前の路面設置の案内に加え、リーフレット、ポスター、垂幕等を利用し、喫煙の制限の区域等の周知に努める予定です。</p>
76	<p>・多摩センター駅を利用しています。現行の環境美化条例があるのに新たに受動喫煙防止条例を作るのではなくまずは現行条例の周知啓発に取り組むべきです。</p>	
77	<p>・子どもへの受動喫煙は、子どもへの虐待でもあり、啓発や広報でも触れてください。</p>	

⑧ たばこ税に関すること

78	<p>・タバコの税収より、肺がんの治療費の方が、大きいと、聴いて降ります。</p>	<p>たばこ税について</p> <p>市たばこ税は、普通税であり、一般経費に充てられる税金になります。そのため、使い道が限定されているものではなく、様々な事業に使われるものです。受動喫煙防止対策に限定して使用できる税金ではありませんが、市としては、喫煙所の整備や普及啓発等の対策を進めてまいります。</p>
79	<p>・喫煙者を排除ばかりしないで下さい。たばこ税は吸う人の為にも還元して吸う場所を作ることに使って下さい。</p>	
80	<p>・貴市にはたばこ税が入るので駅前、市の施設等喫煙所を設置し、喫煙者にマナーを守るようPRしてほしい。</p>	
81	<p>・市には毎月たばこ税が入っているが、たばこ税は全て愛煙家が負担しており、市にとっては徴税経費ゼロ、使途制限のない使い勝手の良い税である。少しは愛煙家に還元してもバチは当たらないし還元すべきだと思う。たばこ税の一定割合(たとえば1割)は、喫煙場所の増設や維持管理費に当て、駅前に増設するだけでなく、市民が利用する市の施設にも喫煙場所を設置すべきである。愛煙家も市民であることを忘れてはならないと思う。</p>	

82	・多摩市にもたばこ税が相当額納入されており、このことを考えたら当然愛煙家にも配慮した受動喫煙防止条例とすべきと考えます。規制に当たっては、愛煙家と非喫煙家が共存できるようにすべきと考えます。	
83	・たばこ税の一部は、喫煙者と非喫煙者双方に使っていただきたい。	

⑨ その他

84	・受動喫煙を問題にするのであれば、自動車の排ガスはどんな対策を考えていますか？道路付近の住宅の換気口は真っ黒ですよ。	<p>(1) 自動車の排気ガスの対策について(回答)</p> <p>市の自動車の排ガス対策の取り組みについては、国土交通省で行われているような直接的な車両の排出ガス規制は権限がないため、行なっておりませんが、電気自動車など環境配慮車の普及促進や道路環境の整備などを通して、沿道環境を保全するための取り組みを推進しております。</p>
85	・喫煙者にも人権がある。受動喫煙をたてに過大な税金を払っている愛煙家を数の力で封じこめようとするのはファシズムと何ら変わるところはない。愛煙家の人権を守ることを強く要望する。	<p>(2) 喫煙者の人権について (回答)</p> <p>本条例案は、喫煙そのものを否定するものではありません。しかしながら、受動喫煙により健康影響があることは明らかとなっております。そういった中で、喫煙者と非喫煙者の共存を考えた場合、一部で喫煙を規制することは必要だと考えています。</p>
86	・歩きタバコ・路上喫煙の禁止だけでなく、通路際の灰皿設置（コンビニやタバコ店を含め）を禁止としてください。	<p>(3) 通路際の灰皿設置 (回答)</p> <p>通路際の場所にあるコンビニやたばこ店などの土地は、事業者等の所有地に該当しますので、所有地内への灰皿の設置を禁止することは考えておりません。しかし、事業者や所有者等へも、通行人に対して、受動喫煙を生じさせることがないように努めていただけるよう、対策を講じてまいります。</p>
87	・小規模店や個人経営店にあつては、全面禁煙への改装費などの助成制度を設ける。(千葉市、鳥取県で助成制度があります)	<p>(4) 改装費の助成制度 (回答)</p> <p>市としては、小規模店や個人経営者等へ、喫煙所の整備に係る助成制度を設けることは、現在のところ考えておりません。</p>

88	<p>・喫煙者の禁煙治療の助成、特に、子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のために、禁煙外来治療費助成事業を設ける。（東京都豊島区、港区、千葉市などに施策例があります）東京都は、将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で、区市町村の禁煙治療費助成事業の半額を補助する制度を設けていますし。</p>	<p><u>（５）禁煙治療の助成（回答）</u>          たばこには、依存性物質であるニコチンが含まれているため、喫煙をやめたいと思っても、なかなかやめられないという人が少なくありません。「禁煙しよう」と思ったときには、薬や医師のサポートのもとで禁煙に取り組むことができるようになっていきます。市民の健康増進のためにも、禁煙治療費助成事業等の対策についても検討して参ります。</p>
89	<p>・このような時期にパブリックコメントを募集することも理解できません。市民への周知はどのくらいのものなのでしょうか？          ご無理かもしれませんが、後日周知率と回答内容をホームページで公表して下さい。</p>	<p><u>（６）パブリックコメントの時期（回答）</u>          多摩市自治基本条例では、「パブリックコメントの実施期間については15日間以上の期間を設けること」としています。その規定に従い、今回のパブリックコメントを実施いたしました。</p>
90	<p>民意について、パブリックコメント期間の設定にて、全く考えていない。最低！</p>	
91	<p>・ベランダからタバコの煙が入ってくるので子どものいる家の周囲の団地のベランダも禁煙にして欲しい。</p>	<p><u>（７）ベランダからのたばこの煙り（回答）</u>          団地やマンション等の個人の住居は、私有地になりますので、本条例により禁煙とはなりません。</p>
92	<p>目的に受動喫煙の原因となる喫煙者の数を減らす。</p>	<p><u>（８）目的（回答）</u>          本条例案は、喫煙そのものを否定しているものではありませんので、目的として喫煙者の数を減らすことは考えておりません。</p>